

「経営力向上計画」による支援

みつば会計
 (商工相談業務委嘱先)
 税理士・公認会計士
織田成人



知り合いの企業が「経営力向上計画」の認定を受けました。この制度の各種支援と、固定資産税特例との関係について教えてください。



1. 経営力向上計画 (1) 中小企業等経営強化法における制度

「経営力向上計画」とは、中小企業等経営強化法に基づくもので、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上させるために実施する計画です。

事業分野別の主務大臣（経済産業大臣、厚生労働大臣など）に申請し、この計画が認定された場合は、後述する各種支援を受けることができます。適用期限は平成三十一年三月三十一日までとなっています。

経営力向上計画の申請様式については、中小企業庁や各経済

産業局のホームページ上にデータ形式で提供されていますが、記載分量はそれほど多くはありません。ただし、経産省が公表している事業分野別指針を参照しながらの現状認識や、経営力向上の内容を記載しなければならず、中小企業が独力で策定するには少しハードルが高いかもしれません。そのため通常は、経営革新等支援機関（以下、認定支援機関）のサポートを受けることとなります。

(2) 中小企業経営強化税制による支援

対象となる中小企業者は、法人税・所得税において、取得資産の即時償却、または取得価額の七％（資本金三〇〇〇万円以下の法人は一〇％）の税額控除ができます。

ただし、「対象設備を指定事業の用に供すること」という要件があります。対象設備は機械

装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェアですが、これらは二種類に分かれます。

A 類型（生産性向上設備）は、「生産効率が一％以上向上するもの」などの要件を満たしていることについて、工業会等から証明書を取得する必要があります。メーカーに問い合わせれば対象がわかるため、次のB 類型に比べて簡易であると考えられます。

B 類型（収益力強化設備）は、「年平均の投資利益率が五％以上になること」等について、経済産業大臣から確認書を取得する必要があります。経営力向上計画の認定申請を行う前に、確認書を申請するため、少し混乱しやすいですが、流れを理解してください。

同税制は、指定事業が定められており、適用対象となるか否かの検討も必要です。例えば、電気業は対象外ですので、太陽

光発電（全量売電の場合）は適用できません。ただし次の「固定資産税特例」においては、指定事業の概念がなく、特例対象となる可能性があります。法人税で対象外であるという理由で、「経営力向上計画」が不要になるわけではないことに注意が必要です。

(3) 固定資産税の特例

対象となる中小企業者は、「経営力向上計画」に基づいて取得した一定の固定資産について、三年間にわたって固定資産税（償却資産税）が二分の一に軽減されます。

対象となる設備について、「生産効率が一％以上向上するもの」などの要件を満たしていることについて、工業会等から証明書を取得する必要があります。A 類型のものと共用できません。法人税・所得税の場合とは異なり、貸付用資産も対象と

なりません。

固定資産税の特例の適用にあたっては、対象地域と対象業種を確認することが必要となります。まず、機械装置であれば全国・全業種対象です。次にそれ以外の設備の所在地（設置場所）が、七都府県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府）に該当する場合は、業種制限があり、それ以外は全業種対象となります。七都府県では、それぞれに対象業種リストが公開されています。

(4) 金融支援

「経営力向上計画」が認定された事業者は、商工中金等の政策金融機関の低利融資や、民間金融機関の融資に対する通常とは別枠での信用保証、債務保証等の金融支援を受けることができます。

(5) 認定の時期

「経営力向上計画」の認定は、設備投資を行うまでに受けておくことが原則です。計画から申請までの標準処理期間は三十日

とされており、余裕を持った準備が必要です。また、認定後に設備の追加等の変更も可能ですので、設備投資計画があれば、ひとまずわかっている範囲で計画申請を出すといった対応も考えられます。

2. 固定資産税特例

(1) 生産性向上特別措置法の成立
経産省の求めに応じて、中小企業の投資を後押しする大胆な固定資産税の特例が創設され、平成三十年六月六日に生産性向上特別措置法が施行されました。平成三十二年（二〇二〇）年度までの限定された制度となります。

同法においては、中小企業が「先端設備等導入計画」（以下、導入計画）を策定し、市区町村に認定されれば、固定資産税の課税標準が三年間〇～二分の一に軽減されることが一番の特徴です。ただし、制度導入や軽減割合をどこまで利用できるかは、市区町村によって異なります。詳細は中小企業庁のホームページで調べることができます。

中小企業は、認定支援機関の指導のもとに導入計画を策定し、

市区町村への認定申請にあたっては、認定支援機関の事前確認を受けなければなりません。また、設備取得の前に導入計画の認定を受ける必要があります。

対象設備は、機械装置等の五種類に限定されており、生産性向上に資する指標が年平均一%以上向上する設備です。設備投資計画で、真に生産性革命を実現するための設備投資として、労働生産性が年平均三%以上向上することが求められています。計画期間が三年の場合は、九%以上の労働生産性の向上が必要であり、少し厳しい印象です。

(2) 支援措置の内容

まず固定資産税が三年間、〇～二分の一の割合（市区町村で異なる）となり、大幅に軽減されます。

また、ものづくり・サービス補助金やIT補助金といった各種補助金の公募において、加点事由となり、優先的に採択される可能性が高くなります。

さらに、中小企業信用保険法の特例等の金融支援も受けられることができます。

3. 「経営力向上計画」の固定資産税特例との関係

経営強化法による経営力向上計画の固定資産税特例については、適用期限である平成三十一年三月三十一日をもって廃止されます。つまり現状では二種類の似たような制度が存在し、少しわかりづらい関係になっています。

どちらを利用するか、両制度の対象設備や要件、支援内容をよく検討してください。認定支援機関のサポートは、経営力向上計画では任意であるのに対し、先端設備等導入計画では確認が必須となっています。

参考 中小企業庁ホームページ

■ 中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」の認定状況について

※平成30年5月31日現在

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2016/160902kyoka.htm>

■ 「生産性向上特別措置法」が施行されました

※平成30年6月6日付

<http://www.meti.go.jp/press/2018/06/20180606001/20180606001.html>

●ホームページ（<http://www.shokoken.co.jp/>）に「経営相談Q&A」のバックナンバーを掲載しておりますので、ご参照ください。